

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135) |
| 処分課（担当）名 | 瓜破斎場 |
| 処分の名称 | 斎場の使用許可の取消し等 |
| 概要 | 大阪市立斎場条例により、市長は、斎場を使用しようとする者の使用許可の取消し又は入場制限をすることができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪市立斎場条例（昭和24年4月1日条例第31号）第6条、第7条 第8条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 処分基準 | 次に掲げる要件に該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは使用を制限されることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の利益になるとき ・この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき ・他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがあるとき ・他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行するとき ・管理上必要な支持に従わないとき ・その他不相当又は管理上支障があると認めるとき <p>*「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。</p> |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html |
| 備考 | |